資料 2-2

安曇野市介護保険等運営協議会 令和7年5月26日開催

# 特定施設入居者生活介護 【混合型】 事業者の募集要領 (公募)

令和7年5月<br/>安 曇 野 市<br/>福祉部高齢者介護課

# 特定施設入居者生活介護【混合型】 事業者の募集要領(公募)

# 1 募集(公募)の趣旨

安曇野市では、老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画(令和6年度~令和8年度)を策定し、介護保険サービスの基盤整備に関する目標値を掲げています。本要領は、整備目標が設定されている介護保険サービスについて、事業者の選定における公正性及び公平性を確保し、また質の高い整備を図るため第9期介護保険事業計画に基づき、「特定施設入居者生活介護【混合型】」を運営する事業者の募集を行うものです。

# 2 募集(公募)内容

募集(公募)内容	指定床数	募集事業者数	募集地域	
特定施設入居者生活介護【混合型】	16床	指定(変更)床数の範囲内	市内全域	
※注意	(以 内)	で平均点の高い順に選定	巾内主墩	

※注意:今般の募集は、現に安曇野市内で「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」として運営している施設の転換及び、新たに施設を創設する事業者も含め募集します。

- (1) 混合型の特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)の、指定に係る申請及び許可等の<u>指</u> 定権者は長野県になります。したがって、指定の妥当性(施設基準・人員配置含等)について、必ず長野県(担当課/介護支援課)へ事前相談のうえご応募ください。
- (2) 施設全体(全床)を特定施設入居者生活介護(混合型)へ指定するものを基本としますが、 やむを得ず一部分のみの指定を希望する場合は、フロアごとなど特定施設入居者生活介護を行 う部分と行わない部分を明確に区分するものとします。
- (3) サービス形態は一般型、外部サービス利用型のどちらでも可能とします。
- (4) 指定の事業開始は、**令和8年4月**とします。
- (5) 希望床数は原則施設定員と同数としますが、特定施設入居者生活介護の指定部分をフロアで分ける等明確な区画が可能であれば施設定員と異なる希望床数も申請可能とし、希望床数も第1希望から第3希望まで申請可能とします。明確な区画分けとは認めがたい場合は不採択とします。
- (6) 公募は特定施設入居者生活介護の指定に係るものとします。住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の公募は行いません。施設基準に沿う施設を建設中の場合も、 事業開所が令和8年4月に開始できれば、応募可能です。

順位	候補	施設	特定施設入居者希望床数			結果		
	法人	定員	第1希望	第2希望	第3希望	採	択〇	不採択×
1位	A法人	16 人	16	10		$\circ$	第1	希望で採択
2位	B法人	15 人	10	12				
3位	C法人	10 人	6	5			残床	数に合う床数で採択

#### 3 指定における基本資格

応募書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- (1) 安曇野市内で「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」として登録申請が受理され既に開設している法人については、事業運営に当たり介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供をすることができる者。
- (2) 安曇野市内で新設の「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」を開設する場合は、「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」として登録及び開設運営ができる指定基準を備えて、適切な事業運営が可能である者。また、開設場所について、安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号)により制限されている場合は、許認可等を受け令和8年4月に事業開始ができること。
- (3) 既存施設を転換し新設する場合は、入居者の処遇に配慮した計画であり、応募時点で入居者全員及びその家族に経過を説明し、同意を得ていること。
- (4) 過去5年の間に、役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ない者、又は禁固以上の刑に 処 された者がいないこと。
- (5) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- (8) 介護保険法の指定の効力の一部又は全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- (9) 過去5年の間に、安曇野市内外を問わず介護保険施設等<u>(※1後記枠内)</u>の整備について重大 な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこ と、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- (10) 安曇野市暴力団排除条例(平成24年安曇野市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団及び 代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。
- (11) 介護保険法第70条の第2項各号及び同法第115条の2第2項各号に該当しないと認められること。
- (12)設備準備及び事業運営に必要な資力があり、長期間安定的にサービスの提供ができること。

介護保険施設等;介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料 老人ホーム、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型 居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ※1下線部分

#### 4 応募・選考の流れ

- (1)本要領(公募)の周知令和7年5月12日(月)から
- (2) 受付期間等

令和7年5月19日(月)から6月20日(金)まで

受付時間は、受付期間中の午前9時から午後5時まで(閉庁日除く)

提出日に当たっては、必ず電話予約(電話0263-71-2472)の上、事業内容を説明することができる方が持参してください。

提出先:安曇野市 福祉部 高齢者介護課介護保険担当 (安曇野市豊科 6000 番地) 安曇野市役所 本庁舎 1階12番窓口

提出期間を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。また、特別な事情がある場合 (例:書類の取得に時間を要する場合等)を除き、提出期間内であっても提出書類に不足がある 場合は、受付ができません。

なお、公募に関する応募状況並びに選考基準及び評価に関するご質問にはお答えしません。

#### (3) 指定候補事業者の選考会

#### ①選考の流れ

指定候補事業者選考 令和7年7月から9月上旬(予定)

指定候補事業者の選考は、市高齢者介護課が応募書類等について要件を確認するとともに、必要により現地(施設)確認をし、その後、一次選考(応募書類)及び二次選考(プレゼンテーション)を経て、令和7年9月中旬頃を目途に選考結果を通知する予定です。ただしあくまでも予定であり、時期が前後する場合がありますので、予めご了承ください。

#### ②選考方法の詳細

事業者の審査・選考は、安曇野市介護保険規則(平成 17 年安曇野市規則第 95 号)第 34 条に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

#### (ア) 一次選考(書類審査、非公開)

- ・一次選考は、書類審査により評価を行います。
- ・原則として、審査得点により二次選考の候補者を選考します。なお、応募事業者数に係わらず 一次選考を行い、審査得点を審査員に公表します。
- ・一次選考の結果は、全ての<u>応募事業者へ書面により通知</u>するとともに、二次選考の候補者には、 二次選考の実施日時等についても通知します。
- (イ) 二次選考 (プレゼンテーション及びヒアリング、非公開)
  - ・出席者は事業を運営する<u>同一法人の者3人まで出席可</u>とします。 (外部の委託業者等、申請法人以外の出席は認めません)
  - ・プレゼンテーションの時間は自己 PR15 分以内、ヒアリング 10 分以内とします。
  - ・プレゼンテーションは、計画書の内容に基づいて行い、計画書と異なる内容の説明や追加資料 の配布は認めません。
  - ・「3 指定における基本資格」に欠格した場合、指定候補事業者に選定されても選定を取消します。
  - ・社会通念上、事業を行うのに支障があると認められた場合は、不選定とする場合があります。
  - ・選考は各委員が評価シートに採点し、その合計点で順位付けを行い、最終的な指定候補事業者 の選定については、平均点の高い順から募集床数の16 床以内になるまで行います。また、募集 床数に残数がある場合、採択された順に第1希望床数から残床数以内で希望床数と比べていき、 最初に該当する事業者の希望床数にて採択をします。16 床を超えない順位の事業者間において 同点が出た場合、又は同床数の希望の場合には、再度、同点の事業者について採点し、順位付 けを行い、指定候補事業者を選定する場合があります。
  - ・選考委員の平均点が、配点の50%未満である場合は、不選定とし、再募集となります。
  - ・プレゼンテーションの方法は問いませんが、必要な物品は提案者が準備してください。(電源、 机、椅子のみ使用可能)なお、入室してから30分以内で審査終了とします。
  - ・選考結果は書面で通知します。

- (4) 選考された法人名、指定施設、連絡先等は市ホームページに公表します。
  - ・選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「3 指定における基本資格」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。
  - ・選考理由・結果に対する問合せ、異議等については応じません。
  - ・選考に当たり、主な選考評価項目は「8 指定施設評価の基準」とします。
  - ・法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明した場合は、当該事業者を失格とすることがあります。

# 5 指定における基本的事項および条件等

- (1) 指定に当たっては関係法令等を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。
- (2) 運営に当たり、事業所は運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていなければならないことから、指定に当たっては必要に応じ地域の要望等に対し真摯に対応するとともに、関係者等への説明会開催等に努めてください。
- (3) 指定候補事業者は、令和7年度中に指定許可を受け、令和8年4月に必ず事業を開始してください。(3月以前の開始は認めません)
- (4) 事業開始前(概ね1カ月~2カ月前)に、介護保険法に基づく「指定申請」が必要です。必要 に応じ老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく「施設の類型の変更届」等、必ず長野県介 護支援課へ事前に相談をしてください。提出の際に、指定基準(特に人員配置)を満たしてい ない場合は、当該選考結果にかかわらず事業所として許可されませんのでご留意ください。
- (5) 設備基準について、指定基準で定められている内容に合致しているか、申請前に設計図等で確認をお願いします。

#### 《一般型》

// /3×//							
設備基準	介 護	・定員は1人。(ただし、夫婦で居室を利用する場合など入居者の処遇上必要と認め					
	居室	られる場合2人とすることができる。事業者の都合で2人とすることはできない)					
		・プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。					
		・地階を設けないこと。					
		・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。					
	一時	・介護を行うために、適当な広さを有すること。(居室が介護居室のみである場合、					
	介護室	設けなくてもよい)					
	浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。					
	便 所	・居室のある階ごとに設置すること。					
		・非常用設備(ナースコール等)を設けること。					
	食 堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。					
	機能	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。(他に機能訓練を行うために適					
	訓練室	当な広さが確保できる場合、設けなくてもよい)					

- ・特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- ・車椅子で円滑な移動が可能な空間及び構造を有すること。

#### 《外部サービス利用型》

設備基準	居室	・定員は1人。(ただし、夫婦で居室を利用する場合など入居者の処遇上必要と認め				
		られる場合2人とすることができる。事業者の都合で2人とすることはできない)				
		・プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。				
		・地階を設けないこと。				
		・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。				
		・非常通報装置(ナースコール等)又はこれに代わる設備を設けること。				
	浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。				
	便 所	・居室のある階ごとに設置すること。				
		・非常用設備(ナースコール等)を設けること。				
	食 堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。				

- ・特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- ・車椅子で円滑な移動が可能な空間及び構造を有すること。

#### 6 応募書類について

本募集(公募)への申し込みを希望する事業者は、下記書類を提出してください。

- (1) 申請書類一式の正本1部、副本7部の計8部提出
  - ・様式は市のホームページよりダウンロードしてください。
- (2) 出書類は図面等を除き、原則A4版で作成し、全体をバインダー等で綴じてください。
- (3) ホッチキスは使用せず、インデックス等で仕切りを挿入してください。
- (4) 添付書類を写しで提出する場合は、全て代表名により原本証明をしてください。
  - ・添付書類の「資料作成上の注意」をご参照ください。
  - ・正本・副本資料の内容に相違がある場合は、正本資料の内容を優先します。
  - ・<u>令和7年6月20日(金)午後5時</u>以降は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更する必要がある場合は、速やかに高齢者介護課へお知らせください。
  - ・応募書類に不備等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、又は評価ができないこと があります。
  - ・応募のために提出された書類(添付書類等の全てを含む)は、応募された事業者が不選定となった場合であっても返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募に関する費用等は全額事業者負担になります。
  - ・提出された資料は、市が取得した時点で情報公開の対象になります。

#### 7 その他留意事項

- (1) 指定に伴う人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令など関係法令通知を確認し遵守してください。
- (2) 「安曇野市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」や「安曇野市地域福祉計画」等の関

連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。

- (3) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者又はその関係者が直接又は間接的に市職員、選定部会の委員等に接触を行った場合には、応募無効となることがあります。
- (4) 指定に当たり法令等に違反した場合、本市の指示又は指導に従わない場合には、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (5) 指定候補事業者の決定後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、又は本市に書面の提出を行うことなく事業の変更・廃止を行った場合は、当該決定を取り消すことがあります。
- (6) 応募に当たっては、十分に計画の精査を行ったうえで、実現可能なものとしてください。原則 として、決定後の計画変更は認めません。
- (7) 正当な理由により、指定候補事業者の決定後に計画を変更する必要が生じた場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、当該決定を取り消すことがあります。
- (8) 令和7年度中に指定許可が受けられない場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (9) 応募に当たっては計画について十分精査を行い、法人内で計画遂行に向けた意思統一を図る等、 確実に指定を実現できる見込みを持って応募することとし、決定後に辞退することがないように してください。万が一、決定後に辞退をした場合、2年間施設整備の応募資格を停止としますの でご留意ください。
- (10) 本市の選定部会において指定候補事業者として当該決定された場合でも、必ずしも長野県において特定施設入居者生活介護事業者の指定が認められるものではありません。当該指定が認められなかった場合、本市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (11) 長野県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等整備分)については、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業については活用が可能です。希望する指定候補事業者は、長野県へ活用についてご相談ください。補助金を活用し、取得した財産について財産処分を行う場合は、長野県等の承認を受けるなど財産処分に係る手続きが別途必要となる場合があります。

### 8 指定施設評価の基準

施設運営にあたっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法(昭和25年法律第144号)等の関係法 令のほか、応募するサービスの定められた人員、設備及び運営の基準を満たし介護保険上の指定事業 者として適切に事業を実施してください。

なお、評価項目の内容等は次頁のとおりとします。

※ 施設の計画、人員の確保にあたっては以下に定められた関係する基準等を満たすこと。

「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年長野県条例第51号)、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」(平成24年長野県条例第52号)、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」(平成25年長野県規則第22号)、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」(平成25年長野県規則第23号)、長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱(平成25年施行)及び「長野県有料老人ホーム設置運営指導指針」(平成12年制定)

※ 事業開始日までに長野県から指定及び変更許可を受けること。

#### (1) 評価項目の内容等

	評価項目	評価の着眼点		
	1 運営主体(法人)について	<ul><li>●法人の基本理念・姿勢への取組</li><li>●法人の責務・役割の職員への理解と周知方法</li><li>●法人の実績(収支決算、事業報告、事業計画等)</li><li>●監査・指導による指摘事項の有無及び改善報告・改善状況</li></ul>	おおむね 20%	
運営状況及び実績	2 指定の目的および 運営方針について	<ul><li>●指定応募の動機(趣意、方針等)</li><li>●指定の必要性と取組み</li></ul>	おおむね 10%	
	3 利用者への対応について	<ul><li>●利用者への支援方法(入浴、食事、事故防止、感染症予防、業務継続計画等)</li><li>●サービスの質の向上策(利用料、運営面、認知症への理解等)</li><li>●苦情解決体制、利用者保護対策(権利擁護、虐待防止等)、利用者の尊厳保持(身体拘束等)</li></ul>	おおむね 25%	
	4 人材確保(職員)に ついて	<ul><li>●人材確保(人員配置の適正)及び育成のための対策(研修等)</li><li>●職場環境の整備(離職防止等)</li><li>●安曇野市民の雇用促進</li></ul>	おおむね 20%	
	5 運営について	<ul><li>●地域住民との連携及び交流(防災訓練等)</li><li>●地域貢献</li><li>●協力医療機関との連携体制</li></ul>	おおむね 15%	
	6 全体評価	● 1~5の評価項目以外に評価すべき事項(例:特色のある取組み等)	おおむね 10%	
		合 計	100%	

- ※ 割合は目安であり、上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、不備が著しい場合には評価の対象としない場合があります。

## 9 問合せ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地(安曇野市役所 本庁舎 1 階 12 番窓口) 安曇野市 福祉部 高齢者介護課介護保険担当 電話 0263-71-2472(直通)